

合理化拠出金のあり方について

1. 背景

合理化拠出金制度は、前回の見直しの際に産構審及び中環審における役割分担の議論の後、平成18年の容器包装リサイクル法の改正によって導入された制度。

現行の役割分担では、市町村が容器包装廃棄物を分別収集し、基準を満たすよう分別基準適合物とした場合には、当該分別基準適合物について特定事業者が引取り再商品化する義務を負うこととなっており、省令上は「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、運用上は実態に鑑みて一定割合の異物が混入したものを、特定事業者の負担で処理している¹。このような中で、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装の割合を高めることで異物を除去する費用が減少し、より効果的なリサイクル制度とするため、分別基準適合物の品質の向上に努める自治体に対して、事業者から資金を拠出することとしたもの。具体的には、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出することで、分別基準適合物の品質の向上に努力する自治体の取組を促進することとしている。

2. 論点

○ 拠出金制度について、市町村の選別保管業務の質向上の取組に対するインセンティブとなった背景等を勘案し、引き続き市町村のインセンティブとなる工夫をすべきか。あるいは、創設当初の制度の意義は果たされたと考えてよいか。

- ・合理化拠出金の拠出総額は、平成20年度は95億円、平成21年度93億円、平成22年度100億円と、約100億円前後で推移した。その後、合理化拠出金の基準年度の変更があったこと等により、平成23年度は24億円、平成24年度は19億円と減少した。平成20年度から平成24年度までの拠出総額の累計は約330億円。
- ・合理化拠出金制度は、ペール品質の向上と、再商品化費用の低減の結果の2点に着目して配分する制度であり、落札結果によって価格低減がない場合で

¹ 法令上は、市町村から特定事業者（指定法人）に引き渡す要件としての分別基準適合物の定義として、「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、指定法人（容器包装リサイクル協会）において「引き取り品質ガイドライン」において、「分別基準適合物であるプラスチック製容器包装が90%以上」と定められている。

も、ベール品質を向上させた市町村には拠出金が支払われている。

- ・合理化拠出金の想定費用算定の基準年度については、産構審及び中環審において各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう3年ごとに見直すこととしており、平成23年度拠出分の計算の際に見直しが行われた。
- ・合理化拠出金の利用用途としては、例えば廃棄物発生の抑制のための取組、廃棄物の再使用・再生利用に関する施設整備に活用や、分別排出の推進や普及啓発に関する事業が挙げられ、市町村の設置する循環型社会形成のための基金に積み立てられている市町村もある。
- ・合理化拠出金制度の導入により、分別基準適合物の品質向上に取り組む市町村が見られ始めた。例えば、追加的に市民に対する普及啓発の場を設ける、破袋機の追加投資等の取組が行われ、分別収集の質が高まった。例えば、プラスチック製容器包装における分別基準適合物の品質では、平成20年度の制度導入当初では、Aランクベールの割合が74%であったのに対し、平成24年度には96%まで向上している。
- ・さらに、合理化拠出金の導入が、分別基準適合物の品質向上、再商品化事業の合理化も促すこととなり、制度が導入された平成20年度の容器包装リサイクル協会への容器包装の委託量は増加しているものの、再商品化委託単価が減少することで、特定事業者の再商品化委託量の総額については400億円前後で横ばいとなった。